

第17章 オフサイト・モニタリング

I オフサイト・モニタリングの意義

監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、金融を巡る環境の変化に適時に対応する監督体制を構築し、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促している。

II オフサイト・モニタリングの実施

金融機関をとりまく様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、財務会計情報に加え、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等について報告を求めるなど、オフサイト・モニタリングの強化に努めている。(資料17-1参照)

1. 各業態におけるオフサイト・モニタリングの対応

(1) 預金取扱金融機関

従来から、毎期の決算に基づく報告のほか、財務会計情報やリスク情報等について月次で報告を求めるなど経営の健全性を中心としたチェックを行っているが、平成16事務年度においては、オフサイト・モニタリングを通じて、金融機関の経営に関する情報を的確に把握・分析し、適時適切な監督上の対応につなげるとともに、金融機関との健全かつ建設的な緊張関係の下で、定期的な面談や意見交換等を通じ、金融機関との十分な意思疎通の確保に努めた。特に、「平成16事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」に掲げた間柄重視の地域密着型金融の着実な推進、金融機能の安定、利用者保護の確保と利便性の向上に重点を置いた適切な監督を行った。

(2) 保険会社

従来から、毎期の決算に基づく報告（業務報告書等）のほか、契約動向や資産の保有状況等について定期的に報告を求め、財務の健全性を中心としたチェックを行っているが、16事務年度においては、再保険にかかる監督強化の観点から、再保険の保有状況等徴求項目の追加を行うなど、オフサイト・モニタリングの充実に取り組んだ。

(3) 証券会社

従来から、毎期の決算に基づく報告（業務報告書等）のほか、証券取引法上の

健全性指標である自己資本規制比率、主要勘定残高等について月次で報告を求め、財務の健全性を中心としたチェックを行っているが、16 事務年度においては、財務の健全性を示す指標が低い又はリスクを示す指標が急激に変動している等の証券会社に対して、各社の業務特性を踏まえた分析結果を還元することなどにより、証券会社自身によるリスク管理の適正化の促進に努めた。

2. モニタリング・システムの整備

限られた人員・予算の下で、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが不可欠であり、システムの機能強化を図っている。

16 年 9 月期の徴求報告から、預金取扱金融機関についてはオンラインでのデータ徴求が可能となり、17 年 6 月末時点で約 90%の金融機関がオンライン報告に移行した。加えて、財務事務所までシステム展開されたことから、迅速なデータ処理が可能となり、財務事務所において中小・地域金融機関への深度あるモニタリングがタイムリーに実施できるようになった。

また、オンライン報告の際、即時でのデータの形式的なエラーチェックも可能となるなど、事務の効率化や利便性の向上が図られるうえ、情報管理面においても安全性が高まった。

財務会計情報とリスク情報を効率的に組み合わせた利用を通じて、多様な分析ニーズに対応できる、柔軟性・拡張性のあるシステムを再構築したことで、バーゼルⅡの実施等、新たな行政課題に対応できるとともに、監督手法の更なる向上に寄与することが期待される。

Ⅲ オフサイト・モニタリング実施に伴う情報管理の課題と対応等

金融機関より提出された、オフサイト・モニタリング報告に関する金融機関データを含むフロッピーディスク（以下「FD」という。）のうちの1枚が、金融庁内で所在不明となったことを受け、17 年 2 月 3 日に「オフサイトモニタリングにおける金融機関データの所在不明について」（資料 17-2）を公表し、金融機関の監督を行う金融庁において、情報管理上の問題を発生させたことについて、極めて遺憾である旨陳謝した。

当該FDには個人情報に含まれておらず、FD内のデータは暗号化されていたが、16 年 10 月に特定金融情報室においてFD 1枚が所在不明となったこと（第 21 章第 3 節Ⅱ参照）に続き、二度目であることを重大に受け止め、監察官及びコンプライアンス対応室による事実関係の徹底した調査を行い、その調査結果を踏まえ、①全庁一斉点検の実施、②複層的な再発防止体制の構築、③外部からの情報・苦情受付窓口の強化、を柱とする再発防止策及び関係者の処分を取りまとめ、同年 3 月 3 日に「フロッピーディスク紛失事案の再発への対応策について」（資料 17-3 参照）として公表した。

なお、FDによる情報のやり取りが本事案の発生した原因の1つであることを踏まえ、金融機関等からオンライン報告が可能なものについては、FDによる受付を原則として廃止し、全面的にオンライン報告に移行したところである。